

【千葉大学感染症情報】 2020/2/26 正午

新型コロナウイルス感染症について注意喚起 第 9 報

1. 日常の健康管理について

- ① 発熱等の風邪症状が見られるときは、大学を休み、不要不急の外出を控え、自宅療養してください。
- ② 出席停止（公欠）については、学生ポータルで確認してください。（※診断書は不要）
- ③ 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、健康観察票を記入しましょう。
 - http://hschome-gw.hsc.chiba-u.jp/pdf/Coronavirus2020_checklist.pdf
- ④ 体調不良があるときは、家族と指導教員にその旨をしっかりと伝えましょう。
- ⑤ 教員の皆様におかれては、学生およびご自身が十分な休養をとれるよう、ご配慮・ご注意をお願いします。
- ⑥ 手洗い・咳エチケットの励行

2. 帰国者・接触者相談センターに相談する目安

- ① 以下のいずれかに当てはまる場合に、帰国者・接触者相談センターに相談しましょう。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けている場合も含む）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ② 以下に当てはまる方は病気が重くなりやすいので、風邪症状が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談しましょう。
 - ・ 高齢者 ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の持病がある
 - ・ 透析を受けている ・ 免疫抑制剤や抗がん剤を使った治療をうけている ・ 妊娠している。

3. イベントや集会、海外渡航について

- ① 流行拡大のスピードを抑制するため、3月中旬ごろまでのイベントや集会の開催を自粛してください。
- ② 流行地域への渡航は自粛しましょう。また、日本からの入国者の検疫の強化・入国拒否が行われている国がありますので、旅レジに登録し、最新の情報を収集しましょう。

4. 総合安全衛生管理機構保健室では、新型コロナウイルス感染症の診療・検査はできません。

※附属病院職員/病院実習中の学生は病院感染制御部の指示に従ってください。

内閣官房 HP https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【本件に関する連絡先】 総合安全衛生管理機構ナース室

043-290-2214(内線 2214)

Email info-hsc@office.chiba-u.jp